特許の国際化で企業の海外進出を支援

特許庁長官　岩井良行氏に聞く

ダイナミックに動く世界経済の中で、研究開発や知的財産戦略の重要性はますます高まっている。そこで、岩井良行特許庁長官にインタビューし、知財をめぐる世界の動きと今後のあり方などについてうかがった。

「強い特許」実現が重要

中国・韓国など新興国の出願増加

―近年、世界の特許出願が大きく変わりつつあると言われます。何が起きているのでしょうか。

「ひとことで言えば特許の世界も国際化が進展している。しかも、そのスピードは非常に速い。この15年で全世界の特許出願件数は年間約１００万件から約１９０万件へと、ほぼ倍増した。それ以前は横ばいだった。増加の背景にはＩＴなどの革新もあるが、それ以外に二つの要素が指摘できる」

「第一に、中国などの新興国で出願が増えていることだ。15年前には日本、米国、欧州が全世界の出願件数の約４分の３を占めていた。それが今は約５分の３に低下した。新興国で技術革新が起きており、また、知的財産権を守らなければならない市場が拡大したということだ」

「第二に、その国に住んでいない人の出願が増えていることだ。いまや全世界の出願件数の約４割を非居住者による出願が占めている。これは世界経済が、真にグローバル化したことを示している。自国だけで生産・販売する時代から、海外でも生産し、その製品を別の国でも売る時代には、知財戦略も変わっていかなければならない」

―各国の特許庁もそれに対応する必要がありますね。

「同じ技術を複数の国に出願するケースが増え、各国において出願件数が増えている。出願が増えれば審査処理に時間がかかる。各国では審査官を増やして対応しているが、日本では公務員を増やすことは難しい。そこで『任期付審査官』を採用して、５年間で約５００人を増員した」

「また、『世界特許』に一本化することは難しいため、各国の審査をいかに効率化するかが重要だ。日米が主導して、審査情報を交換する『特許審査ハイウェイ（ＰＰＨ）』を世界に広げている。日本はこれまでに13の国・地域とＰＰＨを結んだ。さらに複数の国と協議をしている」

―ただ日本では、出願件数が減っています。

「日本人による特許出願件数は、およそ15年間で見れば約10万件増えた。主に増えたのは外国出願であり、企業の国際化が進んできているということだ。一方、内国出願に限れば出願件数はほぼ横ばいだ。過去にはとにかく出願して特許にしようという傾向が見られた。これは出願人にとってコストがかかるし、審査順番待ち件数が増えて時間がかかる。出願件数の多い企業に対し、厳選して審査請求するようにお願いしてきた。『強い特許』を作っていく企業の取り組みが実を結び始めている」

「一方で、出願件数が国の技術開発力や市場としての魅力を示すのも事実だ。特許出願を厳選するという企業の努力を認めつつも、今後の知財戦略をさらに良く考えるべき時期に来ているのではないか」

―具体的には。

「いまの産業界では『オープン・イノベーション』が重要になっている。何でも自社の特許にするのではなく、ノウハウ化や外部資源の活用を組み合わせて最適な開発・生産を進めることに各企業は真剣に取り組んでいる。この意味から、企業サイドにおいては、今後のあるべき知財戦略が十分に検討される必要があるし、これと併せて今後の日本の技術開発のあり方、産官学の連携、中小企業の技術の権利化のあり方もさらに検討されていくべきであろうと思う」

―今後の特許政策のあり方についてお聞かせ下さい。

「求められるものは『より早く、より安く、より強い』特許だ。このうち『より早く』は、先行技術調査の外注や任期付き審査官の確保によって、一次審査順番待ち期間を28カ月に短縮した。２０１３年には11カ月にすることを目標にしており、着実に進んでいる。『より安く』は特許料金だ。日本は世界に先駆けてＩＴ化、オンライン化に取り組み、この費用を特許料を上げることで利用者に負担していただいた。審査の効率化が進んだことで、11年度に審査請求料を25％程度下げるなど、費用を安くすることとしている」

「これからは、いかにして『強い特許』を実現するかが重要になる。そのためには第一に、審査の質をさらに高めることだ。先行技術調査を強化し、審査官にもさらに研さんを積んでもらう。第二に、特許庁自身の競争力を高め、出願しやすい体制を整えることだ。ＰＰＨが進展していくと、世界のどの国で出願しても迅速な審査が可能になる。その時に最初に出願を受ける『第一庁』になることを、常に念頭に置いて対応していかなければならない」

「日本はアジア諸国と共存共栄していかなければならない。日本企業が海外に進出し、研究開発も現地で実施することも多くなる時代が来つつある。その時のためにも各国の特許制度の整備を後押しし、各国でもスムーズに知的財産権が取得できる環境を整えていく協力を強めたい。それが日本企業に対する支援となる」

「日米欧に中韓を加えた五つの特許庁を『五大特許庁』と呼び、五大特許庁長官会合などを通じて連携を強めている。特許制度の調和を進める一方、五大特許庁の中で日本がリードし続けられるように努力していく」

―今国会に特許法の改正案（**表**）を提出しています。

「これも制度整備の一環で、より使いやすく、安定的な特許を目指したものだ。今年はこのほかに模倣品・海賊版拡散防止条約（ＡＣＴＡ）の批准なども予定している」

―最後になりますが、東日本大震災が個人にも企業にも甚大な被害をもたらしました。

「特許庁を代表して、亡くなられた方々に哀悼の意を捧げる。幸い特許庁は人的・物的な被害もなく、審査にも遅滞はない。被災地域では、まだ知財対策まで手が回らないかも知れないが、特許料の支払いや、審査請求の期限などは延長を既に行っているのでご安心いただきたい。外国出願については、関係90カ国にも救済措置を要請し、非常に多くの国・地域に既にご対応いただいている。詳細は特許庁のホームページをご覧いただきたい」

特許法改正案の主要事項

（1）ライセンス契約の保護

特許権が第三者にわたった場合、実施権（ライセンス）を特許庁に登録していなくても差止請求等に対抗可能にする。

（2）共同研究等の成果の保護

共同発明者の一部のみにより特許権を取得されてしまった場合に、残りの発明者が特許権等を取り戻せる制度を設ける。

（3）利便性向上

中小企業等の特許料減免期間を3年から10年に延長。

発明者が学会等で発明を公表した後でも特許権を取得可能にする。

（4）紛争の迅速・効率的な解決のための審判制度の見直し

Chizai Corporation

WEB:http://www.chizai.jp

Asia Patent Translation Center®

事業内容

■特許翻訳　■海外出願用図面作成　■知財ワンストップサービス
■海外出願事務代行　■海外特許調査　■機械翻訳プラス™
■知財アカデミー®（教育・情報提供）
■知財ヒューマンリソーセズ®（人材派遣）

海外出願事務代行サービス　海外特許出願の新ルート

●知的財産専門翻訳会社の高品質特許翻訳
●多言語同時翻訳における用語・表現統一
●翻訳会社ならではの革新的な料金体系

知財アカデミー®　教育・情報提供部門

翻訳をご発注なさるお立場の企業・特許事務所などの皆様や翻訳に携わっておら れる方を対象に、翻訳や海外特許実務に関するセミナーの開催、知的財産関連書 籍の編纂出版など行っております。
☆知財翻訳研究所は、日本弁理士会の継続研修を行う認定外部機関です。

書籍販売

Patent Practice 8th Edition
著　者：Irving Kayton, Paul L. Gardner
発　行：LandonIP/PatentResources Group

日中韓英知的財産用語辞書
共同編著：知財翻訳研究所、北京林達劉知識産権事務所、KTAgency
発　行：日刊工業新聞社

Since 1976 Chizai Corporation

株式会社知財翻訳研究所（創立 1976 年）ISO 9001:2008 認証取得
〒 160-0023 東京都新宿区西新宿 6-10-1 日土地西新宿ビル 7F
TEL: (03) 5909-1181 (代)　FAX: (03) 5909-1183　E-MAIL:inquiry@chizai.jp

この度の東日本大震災で被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。
知財翻訳研究所は早期復興のため、知恵を総結集して支援してまいります。